二　入札期日又は造幣局契約事務規程第６条の規定による申請の時期
三　契約担当職員等の氏名及びその所属する部局の名称
（公告に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い）
第８条　特定調達契約につき競争に付そうとする場合において公告をした後、当該公告に係る競争に参加しようとする者から造幣局契約事務規程第６条の規定による申請があったときは、速やかに、その者が造幣局契約事務規程第６条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
2　特定調達契約につき競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が前項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、前条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
3　第１項の審査資格の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第９条　特定調達契約については、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（技術仕様）
第10条　環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。
一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
2　調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。
（入札説明書の交付）
第11条　特定調達契約につき競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
一　第７条の規定により公告をするものとされている事項（ただし、第７条第１項第８号に掲げる事項は除く。）
二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約担当職員等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　その他必要な事項
（落札）
第12条　造幣局契約事務規程第24条に規定する調査基準価格を下回る入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。
（随意契約によることができる場合）
第13条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。
一　競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合、ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
四　造幣局の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。
五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約を第５条から前条までの規定により締約されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第７条の公告においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
七　緊急の必要により競争に付することができない場合。
八　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。
（落札者の決定に関する通知等）
第14条　特定調達契約につき競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合に当たっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
2　特定調達契約につき、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
二　契約の締結者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
五　落札金額又は随意契約に係る契約金額
六　契約の相手方を決定した手続
七　競争によることとした場合には、第６条の規定による公告を行った日
八　随意契約による場合にはその理由
九　その他必要な事項
（競争に関する記録）
第15条　特定調達契約につき競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。